

## 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

見出しの件については、パブリック・コメント手続を実施せずに制定したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、下記の事項を公表します。

### 記

#### 1 改正の概要

博物館法の一部改正に伴い、博物館に相当する施設に関する規定について、博物館法第29条から、同法第31条第1項に改正する。

#### 2 パブリック・コメントを実施しなかった理由

今回の改正は、軽微な変更等であると認められ、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当することから、パブリック・コメント手続は実施しませんでした。

#### 3 公布日

令和5年3月24日

#### 4 施行日

令和5年4月1日

#### 【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課

電話 096-381-0110（内線：3184）